

保存版

横浜市立奈良中学校

PTA

規約・細則・規則



昭和 56 年 11 月 21 日 制定
昭和 62 年 5 月 1 日 一部改正
平成 3 年 11 月 30 日 一部改正
平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 8 月 24 日 一部改正
令和 3 年 4 月 30 日 一部改正
令和 7 年 5 月 7 日 一部改正
令和 8 年 5 月 12 日 一部改正

横浜市立奈良中学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は横浜市立奈良中学校PTAと称し、事務所を奈良中学校内（所在地；横浜市青葉区すみよし台36-3）におく。

第2章 目的

第2条 本会は家庭・学校・社会における生徒の幸福な成長をはかる。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的・自主的団体として活動する。

第4条 本会は特定の政党や宗教を支持したり、営利を目的とする企業に関係してはならない。

第5条 本会は学校の管理や人事には干渉しない。

第4章 会員

第6条 本会は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第8条 本会の経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。

第9条 会費は1世帯月300円とする。ただし家庭の事情その他により減免することができる。

第10条 本会の資金および財産は第2条の目的以外には使用してはならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 2名 (保護者)
3. 書記 3名 (保護者 2 ・ 教職員 1)
4. 会計 3名 (保護者 2 ・ 教職員 1)
5. 顧問 学校長

または、

1. 代表 3名 (保護者)
2. 書記 3名 (保護者 2 ・ 教職員 1)
3. 会計 3名 (保護者 2 ・ 教職員 1)
4. 顧問 学校長

第13条 役員の任期は、定期総会から次年度定期総会までの1年とする。ただし再任はさまたげない。年度をまたぎ会員の資格を喪失する場合は、第6条にかかわらず次年度定期総会まで資格を有することができる。役員に欠員が生じたときは運営委員会で選考し決定する。補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

第14条 役員は専任とし、役員の兼任も認めないものとする。

第15条 役員は推薦委員会が実施する互選会にて選考し、総会において承認を受けなければならない。

第7章 役員の任務

第16条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長または代表3名は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
3. 書記は、総会・運営委員会等の議事録の作成、諸会合の通知の発送、その他の庶務にあたる。
4. 会計はすべての会計事務を担当し総会において決算報告を行う。

第8章 会計監査

第17条 本会に会計監査各学年1名ずつ計3名とする。会計監査を行い、その結果を総会において報告する。会計監査は推薦委員会において推薦され総会の承認を得て決定される。

第9章 総会

第18条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関である。

第19条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は年1回行い会長または代表3名がこれを招集する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に会長または代表3名がこれを招集する。
3. 総会では役員・正副委員長・会計監査の承認、事業計画・予算の承認、および前年度の事業報告・決算報告の承認その他について協議・決定する。
4. 議案は総会の5日前までに会員に通告する。

第20条 総会は全会員の過半数を定足数とする。ただし委任状をもって出席にかえることができる。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第21条 いずれの総会も必要に応じて書面・電磁的方法にて開催・決議することもできる。書面および電磁的方法による総会は、全会員の過半数の議決権行使書の提出および回答の提出があった場合に成立する。決議は、議決権行使書の過半数の同意を必要とする。

第10章 運営委員会

第22条 運営委員会は役員、各種委員会の正副委員長をもって構成する。

第23条 運営委員会は次の事項を行う。

1. 各種委員会より提案された諸計画の調整
2. 事業計画および予算の作成
3. 総会へ提出する議案作成
4. その他必要な事項

第24条 運営委員会は運営委員の2分の1を定足数とする。

第11章 委員会

第25条 本会には、運営委員会において協議のうえ決定した各種委員会を置く。

第26条 各種委員会の人数および選出方法は、次のとおりとする。

1. 設立する委員会および各委員会の人数は、運営委員会において協議のうえ決定することができる。また、各委員会は全学年より選出するものとする。
2. 各種委員会の正副委員長は、総会の承認を得て決定される。

第27条 各種委員会の業務は、運営委員会において協議のうえ決定し、「運営委員会だより」により周知・報告する。

第28条 各種委員会の正副委員長の任期は、定期総会から次年度定期総会までの1年とする。年度をまたぎ会員の資格を喪失する場合は、第6条にかかわらず次年度定期総会まで資格を有することができる。

第12章 規約改正

第29条 この規約は総会において出席者（書面および電磁的方法の場合は議決権行使書および回答者）の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第13章 細則

第30条 この規約施行のため必要な細則は、運営委員会の議決により決定し、これを総会において報告する。

第14章 付則

本規約は昭和56年11月21日より施行する。

本規約は昭和62年5月1日に一部改正施行する。

本規約は平成3年11月30日に一部改正施行する。

本規約は平成17年4月1日に一部改正施行する。

本規約は平成19年4月1日に一部改正施行する。

本規約は平成30年8月24日に一部改正施行する。

本規約は令和3年4月30日に一部改正施行する。

本規約は令和7年5月7日に一部改正施行する。

本規約は令和8年5月12日に一部改正施行する。

横浜市立奈良中学校 P T A 細 則

(趣旨)

第1条 本会の運営については、本規約に定めるほか、この細則に定めるものとする。

(慶弔)

第2条 会員の慶弔については、次の金品を贈るものとする。

1. 教職員の結婚に対しては、祝い金として10,000円を贈る。
2. 会員または生徒の死亡の時は、香典として5,000円と花輪等を遺族に贈る。花輪等の種類・金額は本部役員が協議のうえ決定する。
3. 教職員の場合に限り、その配偶者・父母もしくは子女が死亡した時には香典として、5,000円を遺族に贈る。
4. 教職員が転補もしくは退職する時には、花束を贈る。花束の種類・金額は本部役員が協議のうえ決定する。
5. 教職員または会員が公務中2週間以上治療を要する傷害を負った時には、見舞い金として3,000円を贈る。
6. 教職員が2週間以上病床に伏したる時は、前号を準用する。
7. その他上記以外の慶弔については、その都度運営委員会で協議の上決定する。

(表彰)

第3条 本会に特に功績のあった者に対して、総会もしくは運営委員会の決議によって表彰することができる。運営委員会の協議によっては、相当の記念品を贈ることができる。

(地区委員会)

第4条 地区分けは10地区とし、10地区を奈良小学校区と恩田・桂小学校区の2小学校区に分ける。委員数は、運営委員会において協議のうえ決定することができる。

【奈良小学校区】

1. 奈良北団地
2. 小田急学園奈良
3. 玉川学園台
4. ルクサーージュ
5. 奈良5丁目

【恩田・桂小学校区】

6. すみよし台
7. 桂台1丁目
8. 桂台2丁目
9. 松風台
10. 若草台

(推薦委員会)

第5条 推薦委員会の構成、業務は次のとおりとする。

1. 推薦委員会は、全会員から選出された委員・役員から2名以下・教職員1名で構成する。定員に満たない場合は運営委員会の協議に委ねる。
2. 推薦委員は役員ならびに各種委員との兼任を認める。
3. 推薦委員会は必要とされる人数の役員・各正副委員長・会計監査の候補者を運営委員会に推薦できない場合対応策を運営委員会の協議に委ねる。

(活動費)

第6条 活動に係る通信費等の補助として活動費を支給する。金額は運営委員会に変更することができる。

(付則)

本細則は平成7年より施行する。

本細則は平成17年4月1日一部改正施行する。

本細則は平成19年4月1日一部改正施行する。

本細則は平成20年10月1日一部改正施行する。

本細則は平成22年2月8日一部改正施行する。

本細則は平成25年2月4日一部改正施行する。

本細則は平成27年2月16日一部改正施行する。

本細則は平成30年8月24日一部改正施行する。

本細則は令和3年4月16日一部改正施行する。

本細則は令和8年5月12日一部改正施行する。